

平成14年1月25日認証
平成31年1月28日認証

特定非営利活動法人
日本福祉囲碁協会 定款

特定非営利活動法人（NPO法人）

日本福祉囲碁協会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、特定非営利活動法人日本福祉囲碁協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を東京都渋谷区東1丁目27番9号に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、身体障害者及び高齢者施設などの囲碁愛好者との対局、交流を通して福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 福祉の増進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

(1) 身体障害者及び高齢者の施設や個人宅へボランティア棋士を派遣して囲碁のお相手をする地域活動

(2) 訪問先の施設の身体障害者及び高齢者が交流する囲碁大会の開催

(3) ボランティア棋士の資質の向上を図るための研修会、講習会の開催

(4) 会報発行などの普及、啓発活動

(5) その他、本協会の目的達成のため必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人

(2) 特別会員 理事会において推薦された個人

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員は、会費納入を免除されるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は返還しない。

第3章 役 員 等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事21人以内

(2) 監事2人以内

2 理事のうち1人を会長、1人を副会長とする。

3 名誉会長、相談役若干名、顧問若干名を置くことができる。

(選 任 等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることは出来ない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 名誉会長、相談役、顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(職 務)

第15条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本協会の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要ある場合には、総会を召集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

5 名誉会長、相談役、顧問は、会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して意見を述べる事ができる。

(任期等)

第16条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 ボランティア棋士

(委嘱と任務)

第20条 本協会にボランティア棋士を置く。ボランティア棋士は、理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する。

第21条 ボランティア棋士は、協会から依託された地域活動を行う。

2 ボランティア棋士は、理事会に出席して、役員との諮問に対し地域活動の報告を行い、意見を述べる事ができる。

第5章 会議

(種別)

第22条 本協会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 定時総会は、毎年1回5月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて召集するとき。

(総会の召集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第30条 正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の召集)

第35条 理事会は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合には、その日から30日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも7日前までに通知しなければ

ならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第40条 本協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金又は賛助金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(管 理)

第41条 本協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始

まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第46条
削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する

ときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本協会が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に定める団体のうち、総会の決定した団体に帰属する。

(合併)

第53条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項の規定する貸借対照表の公告については、本協会のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 本協会に、本協会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立

の日から平成14年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 男性 20,000円 女性 16,000円

別 表

設立当初の役員

役 職 名	氏 名
会 長	渡 邊 一 雄
副 会 長	本 島 靖 夫
理 事	長 崎 敏 男
同	安 部 健
同	岩 田 信 也
同	荻 野 英 男
同	鎌 田 正 修
同	岸 弘 夫
同	北 蘭 詢
同	中 村 慎 一
同	丸 山 忠 義
同	三 宅 正 人
同	山 田 進 一
同	渡 辺 幸 男
監 事	高 野 毅
同	森 田 繁 樹

附則（平成26年5月26日）

- 1 この定款は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この定款変更は、平成30年度定時総会の議決を経て、平成31年 1月29日から施行する。